

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者総合支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、障害者総合支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理・支給決定等 ②特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給申請等の受理・支給等 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理・支給決定等 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理・支給等 ⑤療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給等 ⑥補装具費の支給申請の受理・支給決定等 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理・支給等 ⑧自立支援医療費の申請受理・支給決定等(精神通院医療を除く。) ⑨地域生活支援事業に関する事務等
③システムの名称	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ Acrocity福祉総合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)

2. 特定個人情報ファイル名

①障害者総合支援申請情報ファイル、②障害者総合支援決定情報ファイル、③障害者総合支援請求情報ファイル、④補装具台帳情報ファイル、⑤更正医療台帳情報ファイル、⑥育成医療台帳情報ファイル、⑦日常生活用具台帳情報ファイル、⑧精神通院医療台帳ファイル、⑨地域生活支援台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第117の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【情報提供の根拠】 14、15、20、37、75、144、145、146、155の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	鴨川市福祉課障害福祉係 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7112(直通)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則、本人等からのマイナンバーの取得を徹底しているが、困難な場合のみ住基ネット照会をおこな い、4情報による照会を厳守している。申請書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの 入力等については、複数人でダブルチェックを実施しており、リスクへの対策は十分であると考えられ る。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鴨川市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ基本方針)により、原則他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防いでおり、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I－5 ②所属長の役職名	—	課長	事前	
令和1年6月30日	IV－1 提出する特定個人情報保護	—	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV－2 目的外の入手が行われるり	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－3 目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－3 権限のない者(元職員、アク	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－4 委託先における不正な使用	—	委託しない	事前	
令和1年6月30日	IV－5 不正な提供・移転が行われる	—	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV－6 目的外の入手が行われるり	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－6 不正な提供・移転が行われる	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－7 特定個人情報の漏えい・滅	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－8 実施の有無	—	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV－9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和7年5月30日	I－1 ③システムの名称	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ Acrocity福祉統合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年5月30日	I－2 特定個人情報ファイル名称	①障害者総合支援申請情報ファイル、②障害者総合支援決定情報ファイル、③障害者総合支援請求情報ファイル、④補装具台帳情報ファイル、⑤更正医療台帳情報ファイル、⑥育成医療台帳情報ファイル、⑦日常生活用具台帳情報ファイル、⑧精神通院医療台帳ファイル、⑨地域生活支援台帳ファイル、⑩団体内統合利用番号連携サーバー	①障害者総合支援申請情報ファイル、②障害者総合支援決定情報ファイル、③障害者総合支援請求情報ファイル、④補装具台帳情報ファイル、⑤更正医療台帳情報ファイル、⑥育成医療台帳情報ファイル、⑦日常生活用具台帳情報ファイル、⑧精神通院医療台帳ファイル、⑨地域生活支援台帳ファイル	事前	
令和7年5月30日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法第9条第1項別表第117の項	事前	
令和7年5月30日	I－4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2Iにおける情報提供の根拠) 16、26、56の2、57、87、116の項 (別表第2Iにおける情報照会の根拠) 108、109、110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2Iにおける情報提供の根拠) 第12、19、30、31、44条 (別表第2Iにおける情報照会の根拠) 第55条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【情報提供の根拠】 14、15、20、37、75、144、145、146、155の項	事前	
令和7年5月30日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和7年5月23日 時点	事前	
令和7年5月30日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成27年6月18日 時点	令和7年5月23日 時点	事前	